平成 29 年度

健全化判断比率等審査意見書

輪島市監査委員

輪島市長 梶 文秋 様

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 漆 谷 豊 和

健全化判断比率等に係る審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、別紙のとおりその意見書を提出します。

平成29年度健全化判断比率審查意見書

1. 審査の対象

- 健全化判断比率 ① 実質赤字比率
 - ② 連結実質赤字比率
 - ③ 実質公債費比率
 - ④ 将来負担比率

2. 審査の期間

平成30年8月1日から8月17日まで

3. 審査の主眼と方法

市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記 載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、関係職員から説明を 聴取しながら慎重に審査した。

4. 審査の概要

平成29年度決算における健全化判断比率の状況は次のとおりである。

(健全化判断比率)

(単位:%)

項目	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率		_		13.05
② 連結実質赤字比率	_	_	_	18. 05
③ 実質公債費比率	11.6	13.0	14.3	25.0
④将来負担比率	94.2	99.8	115.5	350.0

⁽注) 実質赤字額又は連結実質赤字額が生じていない場合は、「-」で表示。

① 実質赤字比率

実質赤字額が生じていないため、「- (数値なし)」となっている。

② 連結実質赤字比率

連結実質赤字額が生じていないため、「一(数値なし)」となっている。

③ 実質公債費比率

当年度の比率は 11.6%で、早期健全化基準の 25.0%を下回っている。前年度と 比較すると1.4ポイント低下している。

④ 将来負担比率

当年度の比率は94.2%で、早期健全化基準の350.0%を下回っている。前年度と 比較すると 5.6 ポイント低下している。

5. 審査の結果及び意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

- ① 実質赤字比率については、普通会計(一般会計及び土地取得事業特別会計)で黒字となっており、実質赤字額が生じておらず特記すべき事項は認められない。
- ② 連結実質赤字比率については、普通会計及び企業会計を含めた公営事業会計(上 記以外の特別会計)で黒字となっており、実質赤字額が生じておらず特記すべき事項は認められない。
- ③ 実質公債費比率については、地方債の元金の返済額と利子の支払額の合計を標準財政規模で割ったものであり、平成27年度14.3%、平成28年度13.0%、平成29年度11.6%と年々改善されている。
- ④ 将来負担比率については、平成 27 年度 115.5%、平成 28 年度 99.8%、平成 29 年度 94.2%と年々改善されている。

実質公債費比率及び将来負担比率ともに早期健全化基準の数値を下回り、前年度と比較しても年々改善している。これは市債の継続的な繰上償還の実施により市債残高が減少したことが主な要因である。しかしながら、合併算定替の段階的縮減などによる普通交付税(最終的には標準財政規模)の減少や、ごみ焼却施設、本町・宅田線、防災行政無線、庁舎整備など、今後大型建設事業などの整備が控えており市債発行額の増加も見込まれる。このため引き続き市民生活のニーズに応えるため、将来を見据えた指数値の推移に着目され健全な財政運営に努められたい。